

鹿沼市見笹霊園条例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市見笹霊園条例の一部を改正する条例

第 1 条 鹿沼市見笹霊園条例（昭和 5 2 年鹿沼市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「本市に引き続き 6 月以上住所を有する者」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市に引き続き 6 月以上住所を有する者であること。
- (2) 本人及び本人と同一の世帯に属する者に使用することができる墳墓等がないこと。
- (3) 埋蔵しようとする焼骨を有している者であること。

第 3 条の 2 第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加える。

第 6 条中「、遺骨又は遺品」を削る。

第 9 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 墓所の清掃に要する費用（以下「清掃手数料」という。）を 5 年分滞納したとき。

第 9 条第 2 項中「により」の次に「墓所の」を加え、「墓所を原状に復して、これを」を「当該墓所を原状に復し市長に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、第 1 項の規定により墓所の使用権を取り消された者（以下この項において「義務者」という。）が、前項の規定による原状回復を行わないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところにより、自ら原状に復し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

第10条中「により」の次に「墓所の」を加え、「、遺骨又は遺品」を削る。

第13条中「、墓所の清掃に要する費用として」を削る。

第2条 鹿沼市見笹霊園条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 墓所の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 区画墓地 1の墳墓ごとに区画された墓所

(2) 合葬墓地 1の墳墓に複数の焼骨を合わせて埋蔵する墓所

第3条の2第1項中「墓所」を「区画墓地」に改め、同条に次の1項を加える。

2 合葬墓地を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 前項第1号及び第2号に該当する者であること。

(2) 埋蔵しようとする焼骨を有している者又は70歳以上の者であって自己の焼骨の埋蔵を目的とするものであること。

第6条に次の1項を加える。

2 合葬墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、合葬墓地の使用権は、承継することができない。

第8条第2項第1号及び第2号中「墓所」を「区画墓地」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 合葬墓地の使用者が、合葬墓地を使用する必要がなくなったとき（当該使用者が有する焼骨が合葬墓地に埋蔵されているときを除く。）。

第8条第3項中「第1項及び前項第2号」を「第1項本文並びに前項第2号及び第3号」に改める。

第9条第1項第3号中「墓所」を「区画墓地」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 合葬墓地の使用者が使用許可を受けた日から2年を経過しても使用を開始しないとき。

(5) 自己の焼骨の埋蔵を目的とする合葬墓地の使用者が死亡した日から2年を経過しても当該使用者に係る焼骨が埋蔵されないとき。

第9条第2項及び第3項中「墓所」を「区画墓地」に改める。

第10条及び第11条中「墓所」を「区画墓地」に改める。

第12条第2項中「前項の墓所の種別及び永代使用料」を「区画墓地の種別及び永代使用料の額」に改める。

第12条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 合葬墓地の永代使用料の額は、焼骨1体につき76,000円（市外居住者にあつては114,000円）とする。

第12条に次の1項を加える。

- 5 区画墓地又は市営墓地（鹿沼市墓地使用条例（昭和39年鹿沼市条例第15号）第1条に規定する鹿沼市墓地をいう。以下同じ。）の使用者がその使用に係る区画墓地又は市営墓地を市長に返還し、当該区画墓地又は市営墓地に埋蔵していた焼骨を合葬墓地に改葬する場合における当該焼骨（1体に限る。）に係る永代使用料の額は、第3項に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。

第13条中「使用者」を「区画墓地の使用者」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿沼市見笹霊園条例第3条の2の規定は、令和8年4月1日以後に墓所の使用許可を申請する者について適用し、同日前に墓所の使用許可を申請した者については、なお従前の例による。